



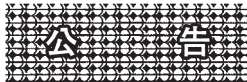
長野県報

10月25日(木)
平成30年
(2018年)
号外

目次

公 告

職員の分限免職処分（高校教育課） 1



公 告

職員の分限免職処分

長野県穂高商業高等学校

長野県公立学校教員 丸 山 正 紀

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第3号の規定により免職する。

平成30年10月25日

長野県教育委員会

- この処分について不服があるときは、地方公務員法第49条の2第1項の規定により、平成30年11月9日（処分のあったことを知った日の翌日が平成30年11月9日より早い場合にあっては、当該処分のあったことを知った日の翌日）から起算して3月以内に長野県人事委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県教育委員会です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

高校教育課